

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政
令案要綱

第一 児童手当法の規定の適用についての技術的読替え（第一条関係）

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）の規定による改正後の児童手当法の規定の適用についての技術的読替えを定めることとする。

第二 児童福祉法の一部改正に伴う経過措置関係（第二条から第四条まで関係）

一 整備法による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）に基づく保育所の認可の要件に
関して、必要な経過措置を設けることとする。

二 新児童福祉法の施行前に、必要な条例の制定等の準備行為を行うことができる旨の経過措置を設ける
こととする。

三 条例の制定施行までの間、放課後児童健全育成事業等の基準について、厚生労働省令で定める基準を

条例で定める基準とみなす旨の経過措置を設けることとする。

第三 社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置関係（第五条から第七条まで関係）

一 第五条から第七条までで用いる用語について、定義規定を設けることとする。

二 社会福祉法人が経営する保育所等の業務に従事していた者を使用する学校法人が締結する共済契約に
関して、必要な経過措置を設けることとする。

三 学校法人が経営する保育所等の業務に従事していた者を使用する社会福祉法人が締結する共済契約に
関して、必要な経過措置を設けることとする。

第四 施行期日

この政令は、整備法の施行の日から施行することとする。ただし、第二の二及び第三は公布の日から
施行することとする。